

**令和5年度
県内介護事業所向け説明会資料**

令和6年3月

石川県国民健康保険団体連合会
介護保険課

目次

- 1 令和6年度介護保険制度改正・報酬改定について----- 1
- 2 ケアプランデータ連携システムについて----- 4
- 3 CDから伝送への請求方法移行について----- 7
- 4 連合会へのよくある問合せについて----- 9
- 5 HP「いしかわのこくほ」の活用推進について----- 16

1 令和6年度介護保険制度改正・報酬改定について

令和6年4月に施行	令和6年6月に施行
<ul style="list-style-type: none">・ 右記以外のサービス	<ul style="list-style-type: none">・ 訪問リハビリテーション・ 通所リハビリテーション・ 居宅療養管理指導・ 訪問看護

施行日は、サービス種別によって2パターンに分けられています。

例えば…

【居宅介護支援】

特定事業所加算（Ⅰ） 505 単位/月 → 519 単位/月

特定事業所加算（Ⅱ） 407 単位/月 → 421 単位/月

特定事業所加算（Ⅲ） 309 単位/月 → 323 単位/月

特定事業所加算（A） 100 単位/月 → 114 単位/月

このように単位数及び算定要件が改定されます。

WAMNET のホームページ



2 ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。



介護分野の生産性向上を図り、いきいきと働ける職場を実現するためには、ICTを介護現場のインフラとして活用することが重要です。

厚生労働省では、事業所間でやりとりされる情報について、データ連携の約束事を「ケアプラン標準仕様」として定めています。

その約束事に従って、異なる介護ソフト同士でも安心してつながれる基盤として、国民健康保険中央会は「ケアプランデータ連携システム」を提供します。

🖱️ かんたん

計画書(1表、2表)や提供票データ(6表、7表)といったCSVファイルなどを、ドラッグ&ドロップするだけで準備完了。郵送やFAXなどの送付の手間から解放。

❤️ あんしん

記載ミスや書類不備が減り、手戻りが減少。介護報酬請求で使用されているセキュリティ方式を採用し、安全性は万全。導入から運用まで、安心のサポート体制を提供。

📄 さくげん

やりとりにかかる業務時間を約1/3に抑えられる研究結果があります。費用については、ライセンス料21,000円の投資で年間約80万円の削減が見込めます。

利用開始までの流れ

STEP 0

利用申請前の確認



データ連携する事業所とシステム導入時期を確認します



ご利用の介護ソフトがケアプラン標準仕様に
対応しているか確認します



インターネット接続できる
Windows10以上の
端末を準備します



居宅介護支援事業所と
居宅サービス事業所が
対象です

STEP 1

電子証明書の インストール



電子証明書の有無・種類を確認
必要に応じて発行申請し
端末にインストールします

STEP 2

ケアプランデータ 連携システムの利用申請



KJではじまる14桁のIDと
有効なパスワードで
システムの利用申請を行います

STEP 3

ケアプランデータ 連携システムのインストール



ケアプランデータ連携システムを
ご利用する端末にシステムを
インストールします

STEP 4

ケアプランデータ 連携システムの利用開始



連携事業所の準備が完了後
ケアプランデータの
送受信を開始します

介護をつなぐ。心がつながる。

ケアプラン データ連携システム



電話でのお問い合わせ

TEL 0120-584-708

9:00～17:00(土日祝日は除く)
12月29日～1月3日は、お休みさせていただきます。

公式サイト



石川県国民健康保険団体連合会ホームページ

いしかわのこくほ
石川県国民健康保険団体連合会

| ホーム | サイトマップ | お問い合わせ |

皆さまの健康づくりをサポートします

国保連合会の紹介

一般の皆様へ

保険者の皆様へ

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

介護・障害事業者の皆様へ

健診・保健指導機関の皆様へ

保険者専用ページ

・ 保険者協議会

・ 虹の会(石川県在宅保健活動者)

WEB版 石川の図録 

[ホーム](#) > [介護・障害事業者の皆様へ](#) > [介護事業者の皆様へ](#) > [ケアプランデータ連携システムについて](#)

ケアプランデータ連携システムについて



ケアプランデータ連携システムとは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業者との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報等をデータ連携するシステムです。

これまで、手書き・印刷し、FAXや郵送でやりとりしていたサービス提供票や居宅サービス計画書等をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待できますので、利用開始についてご検討ください。

本システムは、厚生労働省からの依頼により国民健康保険中央会が構築・運営をしており、令和5年4月より介護事業所の利用が開始されています。

詳しくは、各関連機関のホームページよりご確認ください。

○ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp>

○国民健康保険中央会ホームページ

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>

○WAMNET(ケアプランデータ連携システムを利用している事業所を確認できます)

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top/>

- ⑥ 請求件数が多く、「審査支払決定額内訳書」だけでは、請求した被保険者の特定が出来ない。
(被保険者番号の誤りで返戻があった場合など)

- ⑥ 返戻通知や支払通知などの処理結果が、当月の月末に伝送で受取る事ができ、郵送の場合より早く内容確認が可能です。また、伝送事業所のみ配布している「**事業所別審査状況一覧表**」を取得※し、より詳細な被保険者毎の支払額の確認等にお役立ていただけます。(イメージ図2参照)

※ 「事業所別審査状況一覧表」を取得する際は、別途「審査情報印刷プログラム」が必要になりますが、当連合会のHP「いしかわのこくほ」内よりダウンロード可能です。

【イメージ図：2】

≪通常の日程≫



≪年末年始の日程≫



↑結果確認（通知受領）から請求までにかかる期間（請求準備：29～31日、請求期間：1～10日）が長い為、余裕をもって請求業務を行える。
また、年末年始や休祝日においては、連合会職員による対応は出来ませんが、送信及び取下げ処理については、1～10日の間は随時可能。

4 連合会へのよくある問合せについて

※電話等によく寄せられる問い合わせ一覧です。

項番	分類	質問 (Q)	回答 (A)
1	介護 保険 請求	提出期限（毎月10日）後の介護給付費明細書の返戻は可能ですか。	連合会では、10日以降、審査処理を実施します。 審査期間中に、明細書の誤りが判明した際には、連合会へ「介護給付費返戻依頼書」を提出期限厳守のうえ郵送してください。 なお、毎月の「介護給付費返戻依頼書」の提出期限については、本会ホームページをご参照ください。
2		介護給付費が振り込まれた後に、明細書（請求明細書、サービス計画費）の間違いに気が付きました。修正はできますか。	明細書の修正はできません。保険者への介護給付費過誤申立書（兼依頼書）の提出が必要となります。 過誤調整をせずに、再度請求することは出来ません。
3		給付管理票の計画単位数の限度額を超えた場合は、どのように提出すればよろしいですか。	給付管理票の計画単位数は、要介護状態区分の限度額の範囲内となります。 ただし、特別地域加算や処遇改善加算など、限度額対象外単位数などは、計画単位数には含みません。限度額を超えた分については、保険請求できません。
4		サービス事業所の請求単位数の限度額を超えて請求した場合、どうなりますか。	サービス事業所の請求単位数は、給付管理票の計画単位数の範囲内で行います。 給付管理票の計画単位数を超えて請求した場合は、連合会の上限審査において、給付管理票の計画単位に合わせて減単位となります。
5		月の途中で被保険者の保険者が変更になった場合のサービス事業所の請求はどのようにしたらいいですか。	月の途中で保険者が変更になった場合は、保険者番号・被保険者番号が変わるため、それぞれの期間に応じた明細書を、それぞれの保険者に請求します。
6		月の途中で被保険者の保険者が変更になった場合、居宅介護支援事業所のサービス計画費の請求は、どのようにしたらいいですか。	サービス計画費については、それぞれの保険者への請求は可能です。

項番	分類	質問 (Q)	回答 (A)
7		月の途中で生活保護になった場合の請求は、どのようにすればよいでしょうか。	<p>●サービス事業所</p> <p>生活保護単独の場合は、被保険者番号が変更となるので、日数に応じてそれぞれの被保険者番号で請求します。生活保護併用の場合は、被保険者番号に変更はないので、同じ被保険者として生活保護期間分とそれ以外の期間に応じて一枚の明細書で請求します。</p> <p>●居宅介護支援事業所</p> <p>生活保護単独の場合は、被保険者番号が変更となるので、それぞれの番号で給付管理票及びサービス計画費を請求します。生活保護併用の場合は、被保険者番号の変更はないので、通常通り、保険者へ請求します。</p>
8	介護保険請求	月の途中で要介護状態区分に変更があった場合の請求は、どのようにすればよいでしょうか。	<p>●介護給付費明細書の請求</p> <p>月の途中で要介護状態区分変更があった場合、介護給付費明細書の被保険者欄には、月末時点で受けている要介護認定の要介護状態区分、認定有効期間を記載します。</p> <p>月の途中から要介護状態が要介護と要支援をまたがる変更となった場合は、介護予防通所リハビリなどの月額報酬のサービスについては、月単位の報酬ではなく、日割計算用のサービスコードを使用して、対象となる期間分の日数を請求します。</p> <p>要介護状態区分によって介護報酬が異なるサービスの報酬請求は以下に示す方法により取り扱います。</p> <p>居宅介護支援・・・変更後（月末時点）の要介護状態区分に応じた介護報酬を適用</p> <p>居宅介護支援以外・・・サービス提供日毎の要介護状態区分に対応する報酬を適用（同じサービスでも別のサービスコードで複数行に記載する場合があることに留意する）</p> <p>●給付管理票の請求</p> <p>支給限度額管理、介護報酬の請求等の事務は月単位で行うため、要介護状態区分変更があった月に関しては、変更前後のいずれか高い方の要介護状態区分の区分支給限度基準額を適用します。</p> <p>月途中で要介護状態が要介護と要支援をまたがる変更となった場合は、月末時点の支援事業所が給付管理票を作成します。なお、月額報酬サービスの計画単位数については、月単位の単位数ではなく、日割りの単位数で計画単位数を記載します。</p>

項番	分類	質問 (Q)	回答 (A)
9	介護保険請求	給付管理票を取り消した場合は、サービス事業所へはどういう影響がありますか。	給付管理票を取り消した場合、サービス計画費は自動的に過誤となりますが、それと同様に、計画を立てているサービス事業所の請求明細書についても自動的に過誤となります。給付管理票取り消しによるマイナスとして過誤決定通知書が送付されます。
10		介護給付費の請求の時効は何年ですか。	介護報酬の請求に係る消滅時効は2年です。時効の起算日は、サービス提供月の翌々月の1日となります。 ※介護保険法第200条第1項 (例：4月サービス提供・5月請求・6月支払→7月1日が起算日)
11	過誤請求	過去の請求で誤りに気付きました。どのようにすればよいですか。	過誤調整の依頼をします。過誤調整が必要な場合は、該当者の保険者（市町村）に介護給付費過誤申立書（兼依頼書）の提出をします。 請求単位数の一部分だけの調整は出来ず、請求実績全てが取り下げられるので、過誤調整の件数が多い場合などは、金額について確認し、申し立てる必要があります。 また、保険者ごとに、過誤調整の締め切り等を設けているので、該当の保険者へ確認し、介護給付費過誤申立書（兼依頼書）を提出して下さい。
12		給付管理票の過誤はありますか。	給付管理票に過誤はありません。 提出済みの給付管理票の訂正をする場合は 作成区分 を「修正」に、提出済みの給付管理票を取り消す場合は 作成区分 を「取消」にして、再提出する必要があります。 また、初めて請求した月の月末に返戻になった場合は、翌月 作成区分 を「新規」にして再提出して下さい。

項番	分類	質問 (Q)	回答 (A)
13	帳 票 関 係	介護保険審査増減単位数通知書の見方について教えてください。	給付管理票とサービス事業所の請求単位数が異なる場合、サービス事業所の請求単位数が給付管理票の計画単位数を超えていた場合、超えている分が減単位となり、給付管理票に計画自体が無かった場合、全単位が減単位となります。
14		介護保険審査増減単位数通知書が届きました。どのように対処したらよいでしょうか。	<p>●給付管理票の計画単位の間違いでサービス事業所の請求単位数が正しい場合</p> <p>居宅介護支援事業所（予防支援事業所）が給付管理票の修正を提出します。サービス事業所は、何もする必要はありません。給付管理票の修正が提出されると、サービス事業所には、審査月の翌月に再審査決定通知書が送付されます。</p> <p>●給付管理票の計画単位が正しく、サービス事業所の請求単位数が間違った場合</p> <p>サービス事業所の請求単位数が誤っている場合は、審査が通っているので、保険者へ介護給付費過誤申立書（兼依頼書）を提出します。</p> <p>●給付管理票の計画単位とサービス事業所の請求単位の両方が間違っていた場合</p> <p>両方とも間違いのため、居宅介護支援事業所は、給付管理票の修正を提出し、サービス事業所は、保険者へ介護給付費過誤申立書（兼依頼書）を提出します。ただし、給付管理票の修正と過誤調整の処理は同じ月にはできないため、別の月に処理をする等の注意が必要です。</p>
15		返戻（保留）一覧表が届きました。どのような処理が必要なのでしょう。過誤調整をする必要がありますか。	<p>返戻（保留）一覧表は、備考欄に「保留」の文字があれば保留ですが、それ以外は全て返戻です。返戻とは、審査が通らなかったもので事業所への支払いがされないものになるため、市町村へ過誤を申し立てる必要はありません。備考欄にあるエラーコードや内容を確認後、誤りを正しく直し、再請求します。</p> <p>保留の場合は、1カ月は連合会で請求データを預かっている状態のため、再度連合会に請求をかける必要はありませんが、対応する給付管理票の提出がないため、支援事業所への連絡が必要です。</p>

電子請求受付システムについてよくある問い合わせ

Q. 電子請求受付システムにログインできない

A. 「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されているユーザIDと（仮）パスワード（パスワードを変更した後は、変更後のパスワード）が正しく入力されているか確認してください。

パスワードが分からなくなった場合は、再発行となります。

本会にご連絡ください。※再発行には数日かかります。

パスワードは他に漏洩しないよう、十分な管理を行ってください。

Q. 電子証明書発行用パスワードがわからない

A. 証明書発行用パスワードは、事業所開設時に送付する「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されています。

【紛失した場合】

証明書発行用パスワードを再発行する必要があります。

再発行の手順は、「電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）」の証明書発行用パスワード再発行を参照してください。

Q. 電子証明書の有効期限が切れてしまった

A. 電子証明書の有効期限は発行日から3年間です。継続して請求を行うためには電子証明書の更新が必要となります。

更新できる期間は、電子証明書の有効終了年月日の3か月前から有効終了年月日までとなり、有効終了年月日の3ヵ月以上前及び有効期間を過ぎた場合、更新することができません。

有効期間を過ぎてしまった場合、新規に電子証明書の発行申請が必要となります。その際は発行までに数日かかることがあります。

お急ぎの場合は、本会までご連絡ください。

5 HP「いしかわのこくほ」の活用推進について

いしかわのこくほ
石川県国民健康保険団体連合会

ホーム | サイトマップ | お問い合わせ |

皆さまの健康づくりをサポートします

一般の皆様へ
保険医療機関・保険薬局の皆様へ
介護・障害事業者の皆様へ
国保連合会の紹介
保険者の皆様へ
健診・保健指導機関の皆様へ

特定健診を受診しましょう！

40歳からは1年に1度の
特定健診

石川県国民健康保険団体連合会

国保連合会の紹介
一般の皆様へ
保険者の皆様へ
保険医療機関・保険薬局の皆様へ
介護・障害事業者の皆様へ
健診・保健指導機関の皆様へ

保険者専用ページ
・ 保険者協議会

【令和6年能登半島地震にかかる重要なお知らせ】
保険医療機関、介護・障害事業所の皆様へ

○令和6年2月サービス提供分における介護報酬等の概算による請求について
震災の影響により、請求データの滅失又は乗損等の理由により通常の請求が困難な場合、概算請求を行うことができます。ご詳細につきましては、以下をクリックのうえ各制度の資料をご参照ください。

介護保険及び障害福祉サービス事業者の皆様

○郵便物について
当会から送付する郵便物について、「令和6年能登半島地震」の影響により、能登地方の地域に配送が遅延又は停止されております。

国保連合会の紹介

一般の皆様へ

保険者の皆様へ

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

介護・障害事業者の皆様へ

健診・保健指導機関の皆様へ

保険者専用ページ

▶ 保険者協議会

▶ 虹の会(石川県在宅保健活動者)

WEB版 石川の国保

[ホーム](#) > [介護・障害事業者の皆様へ](#)

介護・障害福祉サービス事業者の皆様へ

ダウンロードする文書を右クリックし、Internet Explorerをお使いの方は「対象をファイルに保存」を選択してダウンロードしてください

▶ [介護事業者の皆様△](#)

▶ [障害福祉サービス事業者の皆様△](#)

▶ [【緊急】令和6年能登半島地震による災害に係る請求の取り扱いについて](#)



[情報セキュリティ基本方針について](#) - [個人情報保護について](#) - [関係機関へのリンク](#) - [サイトマップ](#) - [お問い合わせ](#)

石川県国民健康保険団体連合会 〒920-0968 金沢市幸町12番1号石川県幸町庁舎4階 TEL: 076-261-5191 (代表)

Copyright (c) 石川県国民健康保険団体連合会 All right reserved.

国保連合会の紹介

一般の皆様へ

保険者の皆様へ

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

介護・障害事業者の皆様へ

健診・保健指導機関の皆様へ

保険者専用ページ

・ 保険者協議会

・ 虹の会(石川県在宅保健活動者)

WEB版 石川の国保

[ホーム](#) > [介護・障害事業者の皆様へ](#) > [介護事業者の皆様へ](#)

介護事業者の皆様へ

ダウンロードする文書を右クリックし、Internet Explorerをお使いの方は「対象をファイルに保存」を選択してダウンロードしてください



お知らせ

請求期日・支払日等の日程 **NEW**

各種様式・一覧表

介護給付費請求について

審査支払結果帳票等について

介護給付費等のインターネット請求をはじめするには

介護電子媒体化ソフトでの請求について【無償】

主治医意見書作成料の請求について **NEW**

介護給付適正化事業に係る縦覧審査及び医療情報との突合審査について **NEW**

ケアブランドデータ連携システムについて **NEW**

様式及び情報については、改正等の各時点におけるものであり、今後も内容の変更が考えられます。